

福島県アルコール健康障害対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨等

不適切な飲酒は、心身の健康障害（アルコール健康障害）の原因となり、本人の健康や家族への深刻な影響、重大な社会問題を生じさせる危険性がある。

アルコール依存症の生涯経験者の推計数
 全国 109万人 福島県 1.7万人

アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進

国
 アルコール健康障害対策基本法（平成26年）
 アルコール健康障害対策基本計画（平成28年）

福島県
 アルコール健康障害対策推進計画（平成30年）
 計画期間：平成30～34年度までの5年間

2 計画の概要

基本理念	○発生・進行・再発の各段階に応じた防止対策と、アルコール健康障害の当事者とその家族の支援 ○アルコール健康障害に関連して生ずる問題（飲酒運転、暴力等）に関する施策との有機的な連携		
基本的な方向性	発生予防（1次予防）	進行予防（2次予防）	再発予防（3次予防）
重点課題	(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (3) 医療における質の向上と連携の促進	(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
県計画の目標	○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ・未成年者や妊産婦など、特に配慮を要する者に対する教育・啓発 ・アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発	○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ・地域における相談拠点の明示 ・アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進 ・アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備	
具体的な取組	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 ※第二次健康ふくしま21計画に準拠 男性 基準13.6% → 目標11%(H34) 女性 基準6.3% → 目標5%(H34) ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす	(1) 健康診断及び保健指導 (2) 医療の充実 (3) 飲酒運転等をした者に対する指導等 (4) 相談支援等	(1) 社会復帰の支援 (2) 民間団体の活動に対する支援
	○人材の確保等 ○調査研究の推進等 ○東日本大震災後の影響に配慮したアルコール関連問題への支援		